

豊田市告示第524号

豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第5条第1項及び第20条の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度に市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、工事関係委託（設計、測量、建築コンサルタント等業務をいう。以下同じ。）、物品購入（物品の製造の請負、買入その他の契約をいう。以下同じ。）及びその他委託（その他の業務をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下これらを「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期、方法等を次のとおり告示する。

令和元年12月2日

豊田市長 太田稔彦

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- イ 国税、愛知県税又は豊田市税が未納である者
- ウ 豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者
- エ 競争入札参加資格審査申請書類又は添付書類中の重要な事項について、記載をしない者又は虚偽の記載をした者

(2) 契約の種類ごとに必要な資格

ア 建設工事

(ア) 建設工事の契約に係る競争入札については、資格審査を希望する業種について建設業法第3条に基づく建設業の許可及び同法第27条の29に基づく総合評定値の通知を受けている者であること。

(イ) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること（適用除外である者を除く。）。

イ 工事関係委託

(ア) 建築設計の契約に係る競争入札については、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく建築士事務所の登録を受けている者であること。

(イ) 一般測量又は航空写真測量の契約に係る競争入札については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく測量業者の登録を受けている者であること。

(ウ) 営業に関し、法令の規定により許可登録等が必要とされる場合は、その許可登録等を受けている者であること。

ウ 物品購入及びその他委託

営業に関し、法令の規定により許可登録等が必要とされる場合は、その許可登録等を受けている者であること。

2 資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付は、令和2年4月1日）から令和4年3月31日までとする。ただし、令和4年4月1日以後新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、なおその効力を有する。

3 申請の方法等

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところにより、入札参加資格審査申請の手続を行わなければならない。

(1) 申請手続

ア 建設工事及び工事関係委託

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、必要事項を入力し送信するとともに、必要な別送書類を提出すること。

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）ポータルサイトアドレス

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

イ 物品購入及びその他委託

あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、必要事項を入力し送信するとともに、必要な別送書類を提出すること。

あいち電子調達共同システム（物品等）ポータルサイトアドレス

URL <http://www.buppin.e-aichi.jp/>

(2) 申請時期

ア 定時受付

令和2年1月6日（月）から同年2月17日（月）までの午前8時から午後8時まで。ただし、豊田市の休日（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 随時受付

(ア) 建設工事及び工事関係委託

令和2年4月1日（水）から令和4年1月31日（月）までの午前8時から午後8時まで。ただし、休日を除く。

(イ) 物品購入及びその他委託

令和2年4月1日（水）から令和4年2月15日（火）までの午前8時から午後8時まで。ただし、休日を除く。

(3) その他

申請についての詳細は、別に定める豊田市競争入札参加資格審査申請要領による。

豊田市競争入札参加資格審査申請要領の入手先

豊田市のホームページアドレス

URL <http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/nyusatu/1004196/index.html>

（事業者向け情報＞手続き・届出＞入札契約関連＞入札参加資格の申請）

4 入札参加資格者名簿

入札参加資格者名簿は、あいち電子調達共同システムで公表する。

5 有効期間の更新手続

2の資格の有効期間の経過後も引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、新たに令和4年度及び令和5年度に係る競争入札参加者の資格を定め、告示するので、当該告示に従い競争入札参加資格審査の申請をするものとする。

6 その他

この告示で定める競争入札参加資格及びその資格審査の申請方法は、変更する場合がある。

7 問合せ先

豊田市 総務部 契約課 電話 (0565) 34-6616 (直通)